

議会に対する質問・意見等への回答

	質 問 ・ 意 見 等	報告会での答弁	協 議 結 果 等
1	議会基本条例８・９条は基本理念を定めたもので努力規定と言っていた。議会で検討してほしい。	議会に持ち帰り検討します。	議会基本条例は基本理念を定めたものであり、第８条・第９条については努力規定です。条文改正は行いません。
2	自主防災の組織率向上について、議会で検討してほしい。		議会で自主防災の組織率向上に取り組むことは難しいため、意見については、理事者へ伝えています。
3	請願、陳情について、同じ様に扱ってもらえないか。	議会に持ち帰り協議します。	請願、陳情については、三原市議会会議規則に基づき処理します。
4	市職員に対する市民からの苦情に対し、議員は如何なる対応をしているのか。	職員への苦情について、今後把握していくのかどうか、議会に持ち帰り検討します。	理事者側の問題であるため、議会としては介入しません。
5	須波地区の185号の制限速度は50キロ、小学校やコンビニ、住居も多く危険極まりない。減速に向けて担当外とは思うが、現状を理解の上、市民の安全のために考慮願いたい。	市民の安全のため、議会で検討します。	規制に関することは、広島県公安委員会が所管となります。窓口となる三原警察署交通課へ、町内会等の要望を理事者から進達することができます。意見については、理事者へ伝えています。
6	報告会の５人の中に１人くらいは地元の議員がいてもいいのではないか。	議会に報告します。	議会へ報告を行いました。次回報告会の参考とさせていただきます。
7	タイトルを「議会報告会並びに意見交換会」にしてはどうか。	議会に報告します。	議会へ報告を行いました。次回報告会の参考とさせていただきます。